

## 新型コロナウイルス感染症による経済支援等に関する相談窓口一覧

区分	支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
事業者	国・県・市の補助金等に関する相談	様々な機関の支援制度の紹介を行うための相談窓口です。 行政書士が相談に応じます。	商工振興課 (0823) 25-3308	9:00～ 16:00 (平日)	【相談受付場所】 呉市役所 1F 25-5696  ※実施期間 令和3年11月30日まで
	事業者向け補助金等サポート事業	雇用調整助成金をはじめとした国・県・市の補助金等の申請手続を委託した場合に、その費用を補助します。 補助額：5～10万円/事業者	商工振興課 (0823) 25-3308	8:30～ 17:15 (平日)	【委託先】 雇用調整助成金又は休業支援金・給付金…社会保険労務士 上記以外の手続…行政書士
	国の支援策や資金繰りに関すること	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とした国の支援策や資金繰りに関すること	経済産業省 中国経済産業局 中小企業課 【中小企業金融相談窓口】 0570-783183  【中国経済産業局 事業者相談窓口】 082-224-5661	【中小企業金融相談窓口】 9:00～19:00 (全日)  【事業者相談窓口】 8:30～17:00 (平日)	
	実質無利子・無担保融資（日本政策金融公庫）	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している中小企業・小規模事業者等に対する融資	日本政策金融公庫 [貸付相談] 呉支店 0823-24-2600	9:00～ 17:00 (平日)	
	中小企業融資制度（景気対策特別資金）	業況悪化している中小企業者等に対し、運転資金を融資します。 ・融資限度額 2,000万円 ・融資期間 10年以内（据置期間1年以内） ・利率 1.0%以下	商工振興課 (0823) 25-3814 【申込先】 取扱金融機関	8:30～ 17:15 (平日)	【申込先】 取扱金融機関
	セーフティネット保証4号認定	自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30～ 17:15 (平日)	最近1か月間の売上高等が、前年同月比20%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少することが見込まれることが条件です。 保証割合：100%
	セーフティネット保証5号認定	業況の悪化している業種に属する中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30～ 17:15 (平日)	最近3か月間の売上高等が、前年同月比5%以上減少していることが条件です。 時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月間の売上高等が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高等見込を含む3か月間の売上高等の減少でも可能です。 保証割合：80%
	危機関連保証認定	東日本大震災やリーマンショック時と同程度の危機時に、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30～ 17:15 (平日)	最近1か月間の売上高等が、前年同月比15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比15%以上減少することが見込まれることが条件です。 保証割合：100%
	社会福祉施設等に対する融資（独立行政法人福祉医療機構）	新型コロナウイルス感染症により事業の継続に支障が生じた社会福祉施設等に対する融資をします。	独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付専用窓口 0120-343-862 03-3438-0403	9:00～ 17:00 (平日)	

区分	支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
事業者	呉市発注の工事及び業務の一時中止等に関する相談	工事従事者または業務従事者に感染が確認された場合や、感染拡大防止のため、工事または業務の一時中止や工期延長の意向がある場合の対応についての相談窓口です。	技術監理室 (0823) 25-3412	8:30～ 17:15 (平日)	詳しくは、技術監理室のホームページ「呉市発注工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みについて」をご覧ください。
	中小企業等 事業再構築促進事業	新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に挑戦する中小企業等を支援します。 限度額(補助率) 1億円(1/2～)	中小企業庁 ホームページの 質問フォーム		次の要件を満たす必要があります。 ・売上高の減少(▲10%) ・支援機関や金融機関と事業計画を策定 ・事業の3～5年後、付加価値額の増加
	中小企業等 事業再構築促進事業の上乗せ補助	前項の補助金の採択者に対し、上乗せの補助を行います。 限度額(補助率) 300万円(事業者負担額の1/10) ※日本製鉄の関連事業者には、取引割合に応じて、更に加算があります(限度額300万円)	商工振興課 (0823) 25-3308	8:30～ 17:15 (平日)	
	生産性革命推進事業	新型コロナウイルスの影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続強化に資するテレワークツールの導入に取り組む国の「生産性革命推進事業」において、認定を受けた事業者に対し支援します。	商工振興課 (0823) 25-3310	8:30～ 17:15 (平日)	次の事業の認定を受け、事業を実施し、額の確定を受けられた方に事業者負担が1/10(限度額有)となるよう、支援を行います。 ①持続化補助金 ②ものづくり・商業・サービス補助金 ③IT導入補助金
	くれ元気応援プロジェクト「うちクレ」	新型コロナウイルスの影響による外出自粛により、呉市内の飲食店や小売店が大きな影響を受けている中、テイクアウトやデリバリー等、頑張っている事業者の取組みを広告媒体を活用し、呉市として応援します。	商工振興課 (0823) 25-3167	8:30～ 17:15 (平日)	【HPサイトの運営・お問い合わせ】 くれ元気応援プロジェクト「うちクレ」事務局(月刊くれえばん編集室内) TEL: 0823-25-9090(平日10時～17時) mail: info@kureeban.co.jp
	農漁業者経営継続支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓や、生産・販売方法の転換のために必要な機械設備を導入する等、経営継続に向けた取組を実施する際に活用する国の「経営継続補助金」において、認定を受けた農漁業者に対し支援します。	農林水産課 (農業振興グループ) (0823) 25-3318  (水産振興室) (0823) 25-3319	8:30～ 17:15 (平日)	「経営継続補助金」の補助対象事業費において、「経営の継続に関する取組」として認められた経費の事業者負担分が10分の1(限度額有)となるよう支援を行います。  ※国の「経営継続補助金」の2次募集の募集期間は令和2年11月19日までです。
	呉商工会議所	上記支援制度の対応や資金繰り等の相談を行う経営相談窓口を設置しています。	中小企業相談部 (0823) 21-0151	8:45～ 17:15 (平日)	
	呉広域商工会	上記支援制度の対応や資金繰り等の相談を行う経営相談窓口を設置しています。	本所 経営支援課 (0823) 70-5660 音戸支所 (0823) 52-2281 倉橋支所 (0823) 53-0030 川尻支所 (0823) 87-2139 安浦支所 (0823) 84-5800 下蒲刈支所 (0823) 66-1055 蒲刈支所 (0823) 66-1055 豊浜支所 (0823) 66-1055 豊支所 (0823) 66-2020	8:30～ 17:15 (平日)	最寄りの支所へご連絡ください。
港湾施設使用料等に係る支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾施設利用者に対し、呉市管理港湾施設の使用料の一部の支払いを令和4年5月20日まで猶予します。	港湾漁港課 (0823) 25-3333	8:30～ 17:15 (平日)	詳しくは、呉市ホームページの港湾漁港課「【新型コロナウイルス関連】港湾施設使用料の支払猶予措置」をご覧ください。	

区分	支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
事業者	港湾施設使用料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた一般旅客定期航路事業者等に対し、呉市管理港湾施設の使用料を減免します。	港湾漁港課 (0823)25-3333	8:30～ 17:15 (平日)	詳しくは、呉市ホームページの港湾漁港課「【新型コロナウイルス関連】令和3年度港湾施設使用料の減免(港湾施設利用者緊急支援事業)」をご覧ください。
個人・事業者	徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少(※)があり、納税が困難である場合、無担保かつ延滞金なしで、1年間を限度に、徴収を猶予します。	収納課 (0823)25-3201	8:30～ 17:15 (平日)	(※)収入が前年同期に比べておおむね20%以上の減少
	上下水道料金の支払い猶予・分割納付	上下水道料金の支払いが困難な場合、支払い猶予や分割納付の相談に応じます。	上下水道局 お客様サービス センター [平日] (0823)26-1622 [休日] (0823)26-1600	平日・休日ともに、8:30～ 17:15	

作成：呉市 福祉保健部 福祉保健課 TEL(0823)25-3265 FAX(0823)24-4863